

はつが野1丁目・2丁目自治会
会計専門委員会設置細則(070108)

(会計専門委員会の設置)

第1条 はつが野1丁目・2丁目自治会会則(以下「会則」という。)第24条第2項及び会則第27条の規定に基づき理事会の中に会計専門委員会(以下「本専門委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本専門委員会は会則第6条、第25条 及び 第26条に掲げる自治会の会計全般に関わる業務を遂行する。

(構成)

第3条 本専門委員会の委員は会計委員長、会長、副会長、総務委員長およびその他の理事をもって構成する。

- 2 本専門委員会の委員長は会計委員長があたる。
- 3 本専門委員の任期は1年とする。

(機能)

第4条 本専門委員会は第2条の目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 会費の徴収
- (2) 承認された費用の支出
- (3) 予算案の作成
- (4) 決算案の作成
- (5) その他会計に関わる全ての業務

(附則)

この細則は平成19年4月1日から施行する。